

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

埼玉県公安委員会委員長 工藤由起子

埼玉県公安委員会規則第4号

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年埼玉県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項、第3条及び第4条第3項中「に掲示して」を「への掲示及びインターネットを利用する方法により」に改める。

附 則

この規則は、令和6年3月26日から施行する。